



愛媛県報

令和8年7月10日金曜日 第727号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定……………（健康増進課）… 412
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 412
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（ ）… 413
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更……………（会計課）… 413
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 413
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 413
- 道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線）……………（南予地方局管理課）… 414
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 414

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション		担当しようとする 医療の種類	指定年月日
名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名	所 在 地		
合同会社はなはなメディカルサポート		四国中央市土居町津根2374番地ブルースターマンシヨンN-1	近 藤 みどり	訪問看護ステーションはなはな	四国中央市土居町津根2374番地ブルースターマンシヨンN-1	精神通院医療	令和8年7月1日

○愛媛県告示第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
（仮称）DCMダイキ今治新都市店	今治市にぎわい広場3番	大規模小売店舗を設置する者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役社長 神谷 浩邦	令和8年3月1日 ほか	令和8年6月30日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役社長 神谷 浩邦	令和8年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
(仮称) DCMゲイキ今治新都市店	今治市にぎわい広場3番	令和8年6月30日

○愛媛県告示第808号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
丹第24号	西条市丹原町池田1701番地1	周桑農業協同組合	売りさばき人住所 西条市丹原町池田301番地 売りさばき所 西条市丹原町池田301番地	売りさばき人住所 西条市丹原町池田1701番地1 売りさばき所 西条市丹原町池田1701番地1	令和8年6月22日
西第27号	西条市安知生652	愛媛県猟友会西条支部	売りさばき人住所 西条市野々市21-1 売りさばき所 西条市野々市21-1	売りさばき人住所 西条市安知生652 売りさばき所 西条市安知生652	令和8年5月24日

○愛媛県告示第809号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和8年7月10日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851300305	株式会社TRUST	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	野村 誠	放課後等デイサービス	りあん	愛媛県四国中央市中之庄町547番地3	令和8年6月1日

○愛媛県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年7月10日

愛媛県南予地方局長 大崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	河野 ひとみ	居宅介護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	令和8年6月30日
3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	河野 ひとみ	重度訪問介護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	令和8年6月30日
3810300628	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	河野 ひとみ	同行援護	株式会社介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀3丁目10番地17-3号	令和8年6月30日

○愛媛県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町近家甲1607番247地先から 同町近家甲1607番221地先まで	旧	メートル 6.5～7.0	キロメートル 0.106	
		宇和島市津島町近家甲1607番252から 同町近家甲1607番250まで	新	8.1～9.4	0.106	

○愛媛県告示第812号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年7月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
微物分析装置の借入れ	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	令和8年6月25日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門二丁 目2番3号	396,330円 (月額)	一般競争入札	令和8年4月24日